

松江市告示第 216 号

松江市認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減事業実施要綱（平成 26 年松江市告示第 146 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前												
<p>様式第 1 号(第 3 条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>(あて先)松江市長</u></p> <p>所在地</p> <p>申請者 事業者名</p> <p>代表者職・氏名</p> <p>認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減事業申請書</p> <p>略</p> <p>様式第 3 号(第 5 条関係)</p> <p>認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減対象者認定申請書</p> <table border="1" data-bbox="204 1263 778 1384"> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p><u>(あて先)松江市長</u></p> <p>略</p> <p>申請者 住所 電話番号</p> <p>氏名</p>	略			生年月日	年 月 日	略	<p>様式第 1 号(第 3 条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>松江市長様</u></p> <p>所在地</p> <p>申請者 事業者名</p> <p>代表者職・氏名 <u>㊟</u></p> <p>認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減事業申請書</p> <p>略</p> <p>様式第 3 号(第 5 条関係)</p> <p>認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減対象者認定申請書</p> <table border="1" data-bbox="810 1263 1385 1384"> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td><u>明・大・昭</u> 年 月 日</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p><u>松江市長様</u></p> <p>略</p> <p>申請者 住所 電話番号</p> <p>氏名 <u>㊟</u></p>	略			生年月日	<u>明・大・昭</u> 年 月 日	略
略													
生年月日	年 月 日	略											
略													
生年月日	<u>明・大・昭</u> 年 月 日	略											
<p>裏面</p> <p>略</p>	<p>裏面</p> <p>略</p>												
<p>様式第 3 号の 2(第 5 条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>同意書</u></p> <p><u>(あて先)松江市長</u></p> <p>略</p>	<p>様式第 3 号の 2(第 5 条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>同意書</u></p> <p><u>松江市長様</u></p> <p>略</p>												

<p>〈本人〉 住所 氏名 〈配偶者〉 住所 氏名</p>	<p>〈本人〉 住所 氏名 印 〈配偶者〉 住所 氏名 印</p>
<p>様式第 5 号(第 8 条の 2 関係) 認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減実績報告書 略 年 月 日 事業者名 代表者職・氏名</p> <p>様式第 6 号(第 10 条関係) 認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減事業助成金交付請求書 年 月 日 <u>(あて先)松江市長</u> 所在地 事業者名 代表者職・氏名 略</p>	<p>様式第 5 号(第 8 条の 2 関係) 認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減実績報告書 略 年 月 日 事業者名 代表者職・氏名 印</p> <p>様式第 6 号(第 10 条関係) 認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減事業助成金交付請求書 年 月 日 <u>松江市長様</u> 所在地 事業者名 代表者職・氏名 印 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。